(各府省官房長等宛て)

総務省行政評価局長

政策評価の円滑かつ効果的な実施について

各行政機関におかれては、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)、「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)等に基づき政策評価の実施に積極的に取り組まれているところであるが、政策評価の実施について、様々な課題が提起されており、これらに対応することが求められていることから、下記事項を踏まえ、各行政機関のそれぞれの政策の特性や現状の取組実態等に配慮しつつ、政策評価の円滑かつ効果的な実施に努められたい。

記

1 政策評価の結果の政策への反映の推進

各行政機関は、政策のマネジメント・サイクルの中に政策評価を制度化されたシステム として明確に組み込むため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 基本計画及び実施計画に基づいて実施した事前評価又は事後評価に係る政策評価書については、原則として政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)、法令等による制度の新設・改廃といった作業。以下同じ。)が行われる前に、遅くともその作業過程の途上において、当該政策の企画立案部局に提供できるように作成すること。また、原則として予算(定員等を含む。以下同じ。)、法令等の取りまとめ作業が行われる前に、遅くともその作業過程の途上において、予算、法令等の取りまとめ部局に提供できるように作成すること。
- ② 政策の企画立案又は予算、法令等の取りまとめ部局において重要な情報として的確に活用される政策評価書とするため、これらの部局で活用できる有用な情報を産出する評価の実施に努め、その結果を政策評価書に記載すること。
- ③ 政策評価担当組織は、上記①及び②の実効性を高めるため、政策の企画立案又は予算、

法令等の取りまとめ部局との連携を密にすること。

2 政策評価の適時の実施と政策評価書の迅速な公表の推進

「1」を踏まえ、各行政機関は、概算要求に向けて政策評価を実施する場合において、政策評価の結果が概算要求に係る政策の企画立案作業や概算要求の取りまとめ作業に重要な情報として的確に活用され概算要求に適切に反映されるよう速やかに政策評価書を作成し、これを公表するものとする。

3 政策評価の結果の予算要求への反映状況についての公表

総務省は、各行政機関における政策評価の結果の予算要求への反映状況について概算要求が行われた時点で取りまとめ、これを公表するものとする。これらの取りまとめの検討に当たっては、各行政機関の作業負担、作業の効率的・効果的な実施等に配慮するものとする。